

「水循環基本計画（原案）」に関する意見募集の結果について

令和 2 年 6 月 16 日
内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本計画（原案）について、令和 2 年 4 月 7 日（火）から令和 2 年 4 月 20 日（月）までご意見を募集したところ、11 者の方からご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり、取りまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、内容によりご意見を集約整理させていただいております。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和 2 年 4 月 7 日（火）から令和 2 年 4 月 20 日（月）まで

(2) 意見の募集方法と意見の提出方法

ホームページ上（内閣官房HP、電子政府の総合窓口(e-GOV)）で募集し、e-GOV、電子メールにより意見を提出。

2. 意見提出者数等

意見提出者数 : 11 者（同一人物と思われる方からの複数の意見提出を含む）

整理した意見数 : 23 件

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「水循環基本計画（原案）」に関する意見に対する考え方」

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	意見に対する考え方
1	雨水という語に「あまみず」とルビがふってあるものと、そうでないものがある。意図的に使い分けされていると思うが、その内容(理由)を基本計画のどこかに明記するのが良いと思う。	雨水の利用の推進に関する法律や雨水の利用の推進に関する基本方針(平成27年3月10日国土交通省告示第311号)に基づく、雨水の利用に関する記述については、「あまみず」と読むこととしています。
2	ダム湖の水面下にある堆砂について、これが深刻な問題であることの記述が必要ではないか。堆砂によってダムの機能低下、寿命短縮を招いていることは以前より言われていることと思う。もし仮にダムの崩壊等によりその堆砂が下流に流れ出したとすると、それに含まれる腐植等により、下流のみならず、その先の海洋の汚染も心配される。この対策についての記述があればと思う。	ダムを含む水インフラについては、戦略的な維持管理・更新等が重要と考えており、「国、地方公共団体等は、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき「インフラ長寿命化計画」(行動計画)を策定した上で、対策の優先順位の考え方、水インフラの状況、対策内容と時期、対策費用等についてまとめた「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)を策定し、計画に基づく取組を推進するよう努めるものとする。」としています(計画本文 P44)。ダム貯水池の堆砂対策については個別施設計画に基づき取り組むこととしており、その具体手法として、例えば「ダム上流における堆砂を必要に応じて下流に補給する取組を推進する。」と記載しています(計画本文P49)。
3	p.34の「……体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」との記述は、現行の基本計画に照らして一步前進したものと評価することが出来る。このことは、p.42記載の「ア 地下水マネジメント」についても同様であるため、p.43の「イ 体制の整備」あるいはp.44の「ウ 施策推進の実効性を確保するための方策」において上記と同様に「…持続可能な地下水の保全と利用に関する施策を推進するための体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」との記述を追加することを要望する。	「地方公共団体、国等は、地下水の保全と利用に関して、関係者との連携・調整を行うために、必要に応じて協議会等(本計画において「地下水協議会」という。)の設置を推進する等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と修正しました(計画本文 P43)。
4	p.42の「地下水盆」という用語は、地質構造を基礎としたものであり、その点では「地下水盆等の構造」といった表現は間違いではないが、地下水盆の拡がりには行政界を跨がる場合が大部分であり、地方公共団体等においてはこの用語のイメージが直感的につかめないことが懸念される。また、“groundwater basin”の訳として、地質構造等の自然の要因だけでなく、揚水などの人為的要因を含め、より広く流域や流動系を見たときに使われることが多い「地下水域」があり、訳語の使い方に混乱が生じ易い状況になっている。この意味において、p.42の「地下水盆等の構造」については、より平易である現行基本計画で使われている「帯水層の構造」あるいはp.23で使われている「地下水の存在する地下構造」といった表現にするのが望ましいものと考えます。	地下水の未解明な部分の把握について、地下水が流動する「帯水層」だけではなく地表水に関わる「地形」や「帯水層以外の地層」なども幅広く把握することが重要であると考え、「地下水盆等の構造」としています。
5	民間団体等の自発的な活動を促進するための措置としての予算化をお願いする。関連団体をセグメント化し、年間1団体100～300万円を100団体程度に配分してもらえれば、基本計画に沿った実効性が高まるものと判断する。	第1部2(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)において、民間団体等による社会的な活動を促進するため、活動のための資金の確保等の課題について記載しています(計画本文 P21)。また、「本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。」としています(計画本文 P71)。
6	p.38で、「雨水の適切な利用を促進するため、国、地方自治体、民間が整備する雨水利用施設」とする。雨水利用施設の対象は、「民間団体等が自発的に整備する」と狭めずに、対象を広げる。対象を広げないと、雨水利用施設の動向や実態が把握できない。	「雨水(あまみず)の適切な利用を促進するため、国、地方公共団体、民間団体等が整備する雨水(あまみず)利用施設、水質浄化施設等の事例を収集し、公表する。」と修正しました(計画本文 P38)。
7	p.41で、たき台にはあった「雨水利用」を復活させる。地下水の後に、例えば「大規模災害時における雨水等の利用を推進するよう努めるものとする。」を追加してはどうか。大規模災害時の記載の中に、雨水利用が有効であることを記載すべきである。熊本地震の際にも、庁舎の雨水利用が活用されており、国交省営繕部の雨水利用計画基準でも災害時の雨水利用設備の記載がある。	「国、地方公共団体は、自らが策定する雨水(あまみず)利用推進の方針等に基づき、緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水への活用等の検討を行い、災害時における雨水(あまみず)の利用を推進するよう努めるものとする。」と記載しています(計画本文 P46)。
8	p.62で、「水量、水質、流出抑制、生態系、」と『流出抑制』の観点を記載する。雨水利用では、その効果に雨にわや浸透・蒸発散等の流出抑制があるので、調査研究では「流出抑制効果」も含めて雨水利用(より広い意味の雨水活用)を対象にする。	「水資源の有効利用を図り、併せて下水道、河川等への流出の抑制に寄与するため、民間団体等が自発的に行う、雨水(あまみず)を多様な用途に利用できる調査研究を支援する。」と修正しました(計画本文 P62)。

番号	意見概要	意見に対する考え方
9	p.63で、「雨水の利用の推進を図るため、水質保全、流出抑制、維持管理等」と『流出抑制』を追加する。建物内の狭義の雨水利用ではなく、雨水の水循環としての『流出抑制』を調査研究の対象とする。降雨特性が変化しているため、都市部を中心とした内水氾濫防止のためにも、流出抑制効果の調査研究は重要である。	「雨水(あまみず)の利用の推進を図るため、水質保全、流出抑制、維持管理等の技術や雨水(あまみず)の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究を推進する。」と修正しました(計画本文 P63)。
10	p45の雨水利用施設(貯留タンク等)は、初期雨水排除装置、フィルターや施設の維持管理が問題となっている。修正案として、雨水利用施設(フィルターや貯留槽等)とすることを提案する。	雨水(あまみず)利用施設のフィルター及び貯留槽等は、貯留タンク等に含まれると考えています。
11	p46、(再生利用)について、浄化槽は750万基、利用人口1000万人ということであり、高度の処理水が放流されているので、この資源を活用することが十分可能と思う。追加項目として、「高度処理している浄化槽の処理水の利用のための整備等を推進する。」を提案する。	今後の参考とさせていただきます。
12	p54.(水処理、送水過程での地球温暖化対策)について、建物の個別利用排水再利用施設は約3000施設あるといわれている。温室効果ガスの排出量が、個別利用排水再利用施設は、下水道再生水装置に比べて、4~7倍多く排出している。追加項目として、「再生水の建物への個別利用施設の省エネルギー技術の開発、実証を推進する。」を提案する。	今後の参考とさせていただきます。
13	水道事業は安全保障である。国際協調による取組の推進が記載されている。海外展開は推進願いたい。しかし、国内において、日本が最先端にあるにも関わらず、海外資本の導入を推進している実態がある。水資源は安全保障上も重要であり、海外資本導入は禁止する旨の記述も加えるべきではないか。	ご意見として承ります。
14	国民の水資源(他国資本による買収阻止)を守る。安全保障上の観点から、水資源の海外資本による買収を禁止する旨を明記すべきではないか。	土地の売買自体は、水資源の保全に支障をきたすものではなく、土地の所有者が誰であれ、その土地が持つ水源涵(かん)養等の機能が十分に発揮されることが重要であり、「水源の森林が水源涵(かん)養機能等を発揮し、安全で良質な水を貯留・涵(かん)養するよう、森林の整備及び保全を総合的に推進する。」としています(計画本文 P38)。
15	第2部3(2)災害への対応において、ハード・ソフト一体となった対策の重点化が書かれている。そこには「予算の制約内でのハード」の範囲内でのソフトの重点化という意図が見られるが、そのような「自ら課したプライマリーバランス」という足枷を外して、建設国債によるハードの徹底整備をしっかりとやるよう記載すべきではないか。	大規模自然災害等に対して人命・財産や重要な水インフラの被害を防止又は最小化し、水災害、地震災害等に強くなやかな国土・地域・経済社会を構築することが一層重要となっていることから、「大規模な水災害、地震災害等に備えるべく、災害リスクや地域の状況等に応じて、政府一体となって、重要な水インフラのハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に防災・減災、国土強靱(きょうじん)化のための対策を推進する。」こととしております(計画本文 P12)。
16	第2部3(4)水インフラの戦略的な維持管理・更新等にて「水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化、合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う。」とされている。このような事業は極めて公共性が高く、安全保障上も重要な事項であるので、公的に進めていくべきものである。	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業(以下「事業」という。)は、原則として市町村をはじめとする地方公共団体により経営されています。その上で、官民連携は、施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、事業の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、事業基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであると考えています。他方、例えば、水道事業者が水道法第15条に規定する給水義務を果たす必要があるように、事業を運営する者は、官民連携を行う場合であっても、需要者に対し公益事業としての責務を果たす必要があります。そのため、事業を運営する者は、その責務を果たす観点から、住民サービスの向上や業務効率化等のメリットが大きいと判断した場合に官民連携を導入するものと考えています。
17	民間団体への支援等がうたわれているが、安全保障の意味からも、団体のチェックを厳格にすべきではないか。	ご意見として承ります。
18	第2部2(3)農地、3(1)アにおいて農業についての記載がないが、水質の確保のために、農業の規制強化について記載すべきではないか。	農業の扱い(水質汚濁)については、他の化学物質と同様に基準の設定やリスク管理の対象として、環境基本法、水質汚濁防止法、農業取締法に基づく規制が行われているところです。

番号	意見概要	意見に対する考え方
19	第2部3(6)水環境「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による広域的な地下水汚染について、対策ガイドラインや解析モデル等を活用し、現状の把握や課題を明確化することで地域の関係者の合意形成を促し、窒素負荷低減のための取組を推進する。」の記載は不十分である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の規制強化を徹底するよう、関係府省を導くらしい表現にすべきではないか。農業の規制についても同様である。	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染は、汚染原因が多岐に渡るとともに有効な対策が地域ごとに異なることから、地域の自然的・社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた有効な対策を講ずることが必要であると考えております。今後の参考とさせていただきます。
20	本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜか。	行政手続法に基づくパブリックコメントの意見の提出期間は、原則として案の公示日から起算して30日以上とされていますが、本件は行政手続法に基づくものに該当しないため、各行政機関の任意による行政手続法の規定に準じたパブリックコメントとして実施しております。本件の意見の提出期間は、これまでのパブリックコメントの実績を参考に決定しております。
21	これからの社会において、データ流通に係る共通ルールの策定や、情報利活用を行うためのプラットフォーム構築(ベンダーロック解除)、それによって可能になるビッグデータおよびAIの活用は不可欠の取組であると考えられる。第一部もしくは第二部の水インフラの戦略的維持管理・更新等の項目において、現時点で経産省、厚労省で取り組んでいる「水道情報活用システムの構築」の取組と将来(5年後)のあり方について記載すべきではないか。	第1部2(水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)において、「IoT、ロボット、AI等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」の実現も念頭に置き、健全な水循環の維持又は回復に関する研究開発を推進する必要がある。」、また、「調査研究の成果の利用しやすい形態での公表や共有を進め、その有効活用を図る」と記載しています(計画本文 P19)。「水道情報活用システム」の社会実装もこれらの取組の1つと考えています。
22	水の民営化は絶対にやめてほしい。国民の基本的なインフラは、簡単にお金が安い高いなど経済のことだけで考えてはいけないと思う。	ご意見として承ります。
23	その他表現の適正化などについての意見。	基本計画として冗長にならないこと、法令等の用語との整合をとること、事実関係が明確であること等を考慮し、分かりやすい表現となるよう必要に応じて修正しました。